

任意継続申出用 被扶養者確認書

任意継続申出時に、継続認定を必要とする被扶養者がいる場合は、任意継続加入時以降の状況等については、以下の該当する項目をすべて記入・☒し、「任意継続組合員申出書」に添付し提出してください。

作成日 令和 年 月 日

任意継続の申出にあたり、継続認定を要する被扶養者は以下のとおりです。 また、今後被扶養者の要件を欠いた場合は、速やかに届出します。 公立学校共済組合愛媛支部長 様	組合員番号	
	組合員氏名	
	電話番号	

1 現在被扶養者に認定されており、任意継続後も継続認定を受けようとする者

被扶養者 1	氏名		生年月日	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和 年 月 日	続柄		住民票 住所	☐ 同一 ☐ 別
	実生活上 同居等	☐ 同居 ☐ 別居	生活費等 送金月額	円	居住地等	☐ 国内 ☐ 海外：渡航目的 ☐ 留学 ☐ 観光・保養等		
	認定 理由	☐ 義務教育以下（未就学児・義務教育）・学生（高校生・大学生等） ☐ 家事従事者・就職活動中・障がい者・病気療養中等 ☐ 収入が少ない（パート・アルバイト・年金受給者・自営業等） ☐ その他（ ）						
	収入	☐ 有 ☐ 無	公的年金 の有無	☐ 有：年額 ☐ 無	円	公的年金以外 の収入(年額)	円	
	資格確認書発行要否 ☐ 発行が必要 ※マイナ保険証で受診できない状況にある場合のみ対象（裏面参照）							

被扶養者 2	氏名		生年月日	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和 年 月 日	続柄		住民票 住所	☐ 同一 ☐ 別
	実生活上 同居等	☐ 同居 ☐ 別居	生活費等 送金月額	円	居住地等	☐ 国内 ☐ 海外：渡航目的 ☐ 留学 ☐ 観光・保養等		
	認定 理由	☐ 義務教育以下（未就学児・義務教育）・学生（高校生・大学生等） ☐ 家事従事者・就職活動中・障がい者・病気療養中等 ☐ 収入が少ない（パート・アルバイト・年金受給者・自営業等） ☐ その他（ ）						
	収入	☐ 有 ☐ 無	公的年金 の有無	☐ 有：年額 ☐ 無	円	公的年金以外 の収入(年額)	円	
	資格確認書発行要否 ☐ 発行が必要 ※マイナ保険証で受診できない状況にある場合のみ対象（裏面参照）							

被扶養者 3	氏名		生年月日	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和 年 月 日	続柄		住民票 住所	☐ 同一 ☐ 別
	実生活上 同居等	☐ 同居 ☐ 別居	生活費等 送金月額	円	居住地等	☐ 国内 ☐ 海外：渡航目的 ☐ 留学 ☐ 観光・保養等		
	認定 理由	☐ 義務教育以下（未就学児・義務教育）・学生（高校生・大学生等） ☐ 家事従事者・就職活動中・障がい者・病気療養中等 ☐ 収入が少ない（パート・アルバイト・年金受給者・自営業等） ☐ その他（ ）						
	収入	☐ 有 ☐ 無	公的年金 の有無	☐ 有：年額 ☐ 無	円	公的年金以外 の収入(年額)	円	
	資格確認書発行要否 ☐ 発行が必要 ※マイナ保険証で受診できない状況にある場合のみ対象（裏面参照）							

被扶養者 4	氏名		生年月日	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和 年 月 日	続柄		住民票 住所	☐ 同一 ☐ 別
	実生活上 同居等	☐ 同居 ☐ 別居	生活費等 送金月額	円	居住地等	☐ 国内 ☐ 海外：渡航目的 ☐ 留学 ☐ 観光・保養等		
	認定 理由	☐ 義務教育以下（未就学児・義務教育）・学生（高校生・大学生等） ☐ 家事従事者・就職活動中・障がい者・病気療養中等 ☐ 収入が少ない（パート・アルバイト・年金受給者・自営業等） ☐ その他（ ）						
	収入	☐ 有 ☐ 無	公的年金 の有無	☐ 有：年額 ☐ 無	円	公的年金以外 の収入(年額)	円	
	資格確認書発行要否 ☐ 発行が必要 ※マイナ保険証で受診できない状況にある場合のみ対象（裏面参照）							

（裏面へ続く）

2 夫婦共同扶養・他の扶養義務者の有無等

被扶養者に「配偶者」以外の被扶養者がいる場合は、次の（１）又は（２）を記入。

（１）当該被扶養者が「子」の場合

被扶養者が「子」で、組合員に配偶者がいて配偶者が被扶養者でない場合は、夫婦共同扶養に該当。

① 夫婦共同扶養（被扶養者でない配偶者）の該当を確認。該当の場合は氏名等、②を記入。

組合員の配偶者	☐ 有 ☐ 無	→	☐ 被扶養者でない ☐ 被扶養者	→	配偶者氏名等		☐ 配偶者も組合員	(組合員番号)
---------	--	---	---	---	--------	--	----------------------------------	---------

② 夫婦双方の年間収入（見込額）の比較 ※配偶者が当支部組合員の場合は記入不要。

共同扶養の配偶者が当支部組合員でない場合は、夫婦双方の年間収入の比較が必要。

夫婦の年間収入の比較で、組合員の方が多く、又は、夫婦の年間収入の差が多い方の１割以内の場合は、組合員が主たる扶養者となり、子を被扶養者に認定可能。

夫婦の年間収入は、任意継続加入日以降向こう１年間の恒常的な収入の総額で、退職手当金等の一時的な収入は除く。

・夫婦双方の年間収入（任意継続加入後向こう１年間）見込額

組合員の収入		※退職後の収入	円	配偶者の収入		※前年と同程度の場合は、前年の収入。	円
--------	--	---------	---	--------	--	--------------------	---

（２）当該被扶養者が「子・配偶者」以外の場合

被扶養者が「子・配偶者」以外で、組合員と同等の親族がいる場合は、他の扶養義務者に該当。

（例）被扶養者が「母」の場合 → 「父」及び「兄弟姉妹」（組合員の被扶養者を除く。）

他の扶養義務者が公立学校共済組合員の場合は、備考欄に組合員番号を記入。

他の扶養義務者の有無	☐ 無 ☐ 有	→	有の場合は氏名等を記入。				
氏名		組合員との続柄		被扶養者との同居別居	☐ 同居 ☐ 別居	備考	

【被扶養者認定上の所得・取消事例等】

日頃から、被扶養者の収入状況等を確認し、被扶養者の給料明細等、収入確認書類を保管してください。毎年７月頃に実施する被扶養者の資格確認調査で、被扶養者の収入確認書類（年金額通知書・給料明細等）の写しを提出することとなります。

1 被扶養者認定上の所得について

被扶養者認定上の所得とは、所得税法上の所得とは異なり、向こう１年間における恒常的な収入（税等控除前）の総額で、障害年金、遺族年金等の非課税所得や、傷病手当金、個人年金、利子、配当、株等による収入等も含まれます。

退職金、一括払いの給付金等、その１回限りの収入は含みません。

2 所得限度額

被扶養者の区分	年額	月額（年額÷１２）
障害事由の公的年金の受給要件に該当する者、又は、６０歳以上の者	１８０万円未満	１５万円未満
上記以外の者	１３０万円未満	１０８，３３４円未満

＊雇用保険を受給する場合は、給付日数にかかわらず、基本手当日額×３６０日で年額に換算。

＊被扶養者認定後、収入が変動する場合は、毎月の収入総額（税等控除前の支給総額）が、３か月連続して月額限度額を超過しないこと、及び、直近過去１２か月分の合計額が年額限度額を超過しないことが必要。

3 被扶養者取消事例

- ・勤務先で健康保険に加入した
- ・夫婦共同扶養で配偶者の方が収入が多くなった
- ・３か月連続して月額限度額を超過した
- ・直近過去１２か月の合計額が年額限度額を超過した
- ・勤務先や勤務時間を増やし所得限度額超過が見込める
- ・公的年金が決定し、その他の収入と合わせて所得限度額を超過した
- ・別居で送金を止めた（減額した）
- ・被扶養者が海外で活動するために渡航した

【資格確認書発行対象】

マイナンバーカードを持っていない、マイナ保険証の利用登録をしていない・利用登録解除済み、マイナ保険証での受診が困難